

入 札 説 明 書

目次

- 1 入 札 説 明 書 P1 ～ P6
- 2 別紙様式・記入例 P7 ～ P14
- 3 契 約 書 案 P15 ～ P21

橿原市四条町840番地

公立大学法人奈良県立医科大学 法人企画部 総務課

入札説明書

電子複写機複写サービスの供給業務に係る一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

第1 入札に関する事項

(1) 件名

電子複写機複写サービスの供給業務

(2) 対象機種

仕様書のとおり

(3) 数量

3台

(4) 設置場所

大学本部棟2階総務課内1台

なかよし保育園内1台

大学本部棟2階印刷室内1台

(5) 契約期間

令和4年4月1日(金)～令和9年3月31日(水)

第2 入札説明会等

入札説明会はありません。

第3 入札・仕様書等に関する質問

(1) 入札・仕様書等に関して質疑があれば、〈別紙様式1〉により次のとおり FAX または電子メールにて受け付けます。

ア. 質疑受付期限 令和4年 3月14日(月) 午後5時まで

イ. FAX 番号 0744-25-7657

E-mail soumuka@narmed-u.ac.jp

ウ. その他 FAX または電子メール送信後、受信確認のため電話連絡してください。

電話番号：0744-22-3051 (内線2206)

(2) (1) の質問の回答は、公立大学法人奈良県立医科大学ホームページに掲載します。

ア. 日時 令和4年 3月17日(木)

第4 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

(1) 使用言語 日本語とします。

(2) 通貨 日本国通貨とします。

第5 入札、開札の日時及び場所等

(1) 入札、開札の日時及び場所

令和4年 3月22日(火) 午後1時30分

公立大学法人奈良県立医科大学 大学本部棟3階 小会議室

(2) 入札に参加する者は原則1社1名とします。

(3) できるだけ公共交通機関をご利用ください。

第6 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる(1)から(5)の全てを満たした者がこの入札に参加することができます。

(1) 公立大学法人奈良県立医科大学契約規程第3条第1項及び第2項の規定に該当しない者であること。

(2) 奈良県における競争入札参加有資格者名簿に、営業種目がB1の「オフィス用品」に登録されていること。

(3) 奈良県内に本店又は支店があること。

(4) 公立大学法人奈良県立医科大学物品購入等の契約に係る取引停止等措置要領に基づく取引停止等の措置(奈良県の入札参加資格停止の措置を含む。)期間中でないこと。

(5) その他入札説明書に定める条件を満たす者。

第7 競争入札参加資格の確認

この一般競争入札に参加を希望する者は、次のとおり競争入札参加資格申請書等を提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければなりません。

提出期限は、令和4年 2月28日(月)～令和4年 3月14日(月)午後5時00分までに第14の窓口宛てに持参もしくは郵送にて提出してください。郵送の場合は、封筒表面に「競争入札参加資格確認申請書在中」と明記してください。

なお、提出された書類について、説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければなりません。

(1) 競争入札参加資格確認申請書〈別紙様式2〉

(2) 応札物品の仕様がわかるカタログ一式

(3) 奈良県における競争入札参加有資格者名簿に、営業種目がB1の「オフィス用品」に登録されていることが証明される書類

第8 入札書の提出方法

入札書は、入札日時に入札箱に投函してください。その際、封筒に入れ密封し、かつ、封書の表面に氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び「電子複写機複写サービスの供給業務」の入札書である旨を記入してください。(記入例を参照)

第9 入札書の作成方法等

(1) 入札書は〈別紙様式3〉によることとします。

- (2) 入札書の記載にあたっては、下記の点に注意してください。
- ア. 件名は、〈電子複写機複写サービスの供給業務〉とします。
 - イ. 年月日は入札書の提出日とします。
 - ウ. 入札書には記入例に従い、記入してください。
 - エ. あて名は公立大学法人奈良県立医科大学 理事長 細井 裕司 とします。
 - オ. 入札者氏名及び押印は、法人にあつては法人の名称又は商号及び代表者の氏名とします。
 - カ. 代理人が入札する場合は、入札者の氏名及び当該代理人の氏名を記載して押印しておくとともに、〈別紙様式4〉の委任状を提出してください。
 - キ. 入札書に記載する賃貸借料金及び保守料金（トナー等の消耗品を含む（用紙・ステープラー針は除く））の1カウントあたりの入札単価（以下「保守単価」といいます。）は、賃借に係る一切の諸経費を含んだ額を記入してください（小数点以下2桁まで記載）。なお、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
 - ク. 各設置場所の全ての保守単価を記載してください。
- (3) 入札参加者は、入札書の記載事項を訂正した場合は、当該訂正部分について入札書に押印したものと同一印を押印しておかなければなりません。ただし、入札書記載の価格を加除訂正することはできません。
- (4) 入札参加者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできません。
- (5) 入札参加者が相談合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することができます。
- (6) 入札執行回数は、2回を限度とします。

第10 入札保証金

公立大学法人奈良県立医科大学契約規程第4条に定めるところによります。

第11 開 札

開札は、入札執行後直ちに入札に参加する者又はその代理人が必ず出席（1社1名）して行うものとします。

第12 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

なお、無効の入札をした者については、再度の入札に加わることはできません。

- (1) 所定の入札条件に違反した入札
- (2) 入札書に記名押印を欠く入札

- (3) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
- (4) 入札書記載の価格を加除訂正した入札
- (5) 同一入札者がなした同一事項についての2以上の入札
- (6) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為があったと認められる入札

第13 入札の辞退

入札を辞退する場合は、入札辞退届〈別紙様式5〉を提出してください。

第14 当該入札に関する事務を担当する部課等の名称及び所在地等

〒634-8521

奈良県橿原市四条町840番地

公立大学法人奈良県立医科大学 法人企画部総務課 総合調整係

TEL:0744-22-3051 (内線2206)

FAX:0744-25-7657

E-mail: soumuka@naramed-u.ac.jp

第15 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内の最低価格をもって入札をした者を落札者とします。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者があるときは、直ちに当該入札者にくじを引いていただき、落札者を決定するものとします。
- (3) 落札者となるべき者が、予定価格よりも異常に低い価格をもって入札したときは、当該入札者が参加の条件を満たし、かつ契約の条件を確実に履行できるかを照会するため、当該落札者の決定を保留する場合があります。
- (4) 再度の入札をしても、落札者がいないとき又は落札者が契約を締結しない場合は、最低価格提示者と随意契約に移行する場合があります。

第16 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 落札者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。

- (3) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3) 及び (4) に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」といいます。）に当たって、その相手方が (1) から (5) までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) この契約に係る下請契約等に当たって、(1) から (5) までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（(6) に該当する場合を除きます。）において、奈良県立医科大学が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

第17 契約の解除

契約締結後、契約者について第16の(1)から(7)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき、又はこの契約の履行に当たって暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本学に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、第16の(1)、(3)、(4)及び(5)中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

第18 入札の中止等及びこれによる損害に関する事項

天災等やむを得ない理由により入札の執行を行うことができないときは、これを中止します。又、入札者の談合の疑い、不正不穏行動等をなすことにより入札を公正に執行できないと認められるときは、入札を取り消すことがあります。これらの場合における損害は入札者の負担とします。

第19 契約書の作成

- (1) 契約書を2通作成し、各自1通を保有することとします。
- (2) 契約書の作成に要する費用は、落札者の負担とします。ただし、契約書用紙は交付します。
- (3) 契約保証金については公立大学法人奈良県立医科大学契約規程第26条に定めるところによります。

第20 その他の事項

- (1) 落札決定後、契約締結までの間に、落札者が入札参加資格を失う又は指名停止を受けた場合は契約を締結しません。
- (2) 入札に参加しようとする者は、関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り県民の信頼を失うことのないよう注意してください。

令和4年 月 日

公立大学法人奈良県立医科大学

法人企画部総務課総合調整係 へ

TEL: 0744-22-3051 (内線2206)

FAX: 0744-25-7657

E-mail: soumuka@naramed-u.ac.jp

業者名:

代表者名:

(担当者:)

電話番号:

FAX 番号:

E-mail:

質問書

次の件について下記のとおり質問します。

件名: 電子複写機複写サービスの供給業務

記

No	質問内容

※質問が1枚に収まらない場合は、枚数を分けてお送りください。

競争入札参加資格確認申請書

令和4年 月 日

公立大学法人 奈良県立医科大学
理事長 細井 裕司 様

住所又は所在
ふりがな
商号又は名称
ふりがな
代表者名 印
連絡先電話番号
連絡先FAX番号
E-mailアドレス
入札事務担当者部署
入札事務担当者名

令和4年 2月28日付けで公告のありました電子複写機複写サービスの供給業務に係る競争入札に参加する資格について、確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約するとともに、契約締結後において、確認申請書及び添付資料の記載内容に疑義が生じ、同書類では参加資格を有していることが確認できないと判明した場合には、契約を解除され、損害賠償の請求を受けても異議を申し立てません。

なお、本業務の実施にあたっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）など関係法令を遵守することを誓約いたします。

資格確認資料

- (1) 奈良県における競争入札参加有資格者名簿に、営業種目がB1の「オフィス用品」に登録されていることが証明される書類
- (2) 応札物品の仕様がわかるカタログ一式

応札物品仕様

設置場所	メーカー名	機種型式
大学本部棟2階総務課内		
なかよし保育園内		
大学本部棟2階印刷室内		

※機種型式記入例…ABC12345+DEF6789+GHI01234

入 札 書

件名 電子複写機複写サービスの供給業務

設置場所	メーカー・機種型式	1ヶ月あたりの 使用見込カウント①	保守単価②	①×②
大学本部棟2階総務課内	競争入札参加資格確認申請書のとおり	モノクロ 5,777	円	円
	競争入札参加資格確認申請書のとおり	カラー 6,130	円	円
なかよし保育園内	競争入札参加資格確認申請書のとおり	モノクロ 3,226	円	円
	競争入札参加資格確認申請書のとおり	カラー 1,120	円	円
大学本部棟2階印刷室内	競争入札参加資格確認申請書のとおり	モノクロ 38,448	円	円
注意事項			総計金額	円

・いわゆる税抜き価格で記入すること。

仕様書等を承諾のうえ、上記のとおり入札します。

令和 年 月 日

公立大学法人 奈良県立医科大学
理事長 細井 裕司 殿

入札者 住 所

氏 名

印

印

(記入例) 入 札 書

件名 電子複写機複写サービスの供給業務

設置場所	メーカー・機種型式	1ヶ月あたりの 使用見込カウント①	保守単価②	①×②
大学本部棟 2階総務課内	競争入札参加資格確認申請書のとおり	モノクロ 5,777	●.●●円	●●,●●●.●●円
	競争入札参加資格確認申請書のとおり	カラー 6,130	▲▲.▲▲円	▲▲,▲▲▲.▲▲円
なかよし保育園内	競争入札参加資格確認申請書のとおり	モノクロ 3,226	□.□□円	□□,□□□.□□円
	競争入札参加資格確認申請書のとおり	カラー 1,120	◎◎.◎◎円	◎◎,◎◎◎.◎◎円
大学本部棟 2階印刷室内	競争入札参加資格確認申請書のとおり	モノクロ 38,448	○.○○円	○○,○○○.○○円
注意事項			総計金額	×××,×××.××円

・いわゆる税抜き価格で記入すること。

小数点以下2桁まで記載してください。
例) 1.50円 1.23円

仕様書等を承諾のうえ、上記のとおり入札します。

令和 年 月 日

公立大学法人 奈良県立医科大学
理事長 細井 裕司 殿

代表者が出席される場合は、
会社等の代表者印を押印してください。

入札者 住 所

氏 名

代理人が入札する場合は、会社名・代表者名の下に、
代理人氏名を記入のうえ、受任人使用印を押印して
ください。(代表者印の押印は不要です。)

印

印

委 任 状

私は

を代理人と定め

下記の入札及び見積に関する一切の権限を委任します。

件名 電子複写機複写サービスの供給業務

受 任 者	
使 用 印	

令和 年 月 日

公立大学法人 奈良県立医科大学

理 事 長 細 井 裕 司 殿

(委任者)

住 所

氏 名

印

(記入例) 委 任 状

私は

鈴木 一 郎

を代理人と定め

下記の入札及び見積に関する一切の権限を委任します。

件名 電子複写機複写サービスの供給業務

受 任 者	鈴木
使 用 印	

令和 年 月 日

公立大学法人 奈良県立医科大学

理 事 長 細 井 裕 司 殿

(委任者)

会社等の代表者印を
押印してください。

住 所 ○○市△△町1丁目2番3号

◎◎◎株式会社

氏 名 代表取締役 医大 太郎 印



入 札 辞 退 届

入札年月日 令和 年 月 日

入札物件 電子複写機複写サービスの供給業務

下記の理由により入札を辞退します。

記

入札辞退理由

令和 年 月 日

公立大学法人 奈良県立医科大学

理 事 長 細 井 裕 司 殿

住 所

氏 名

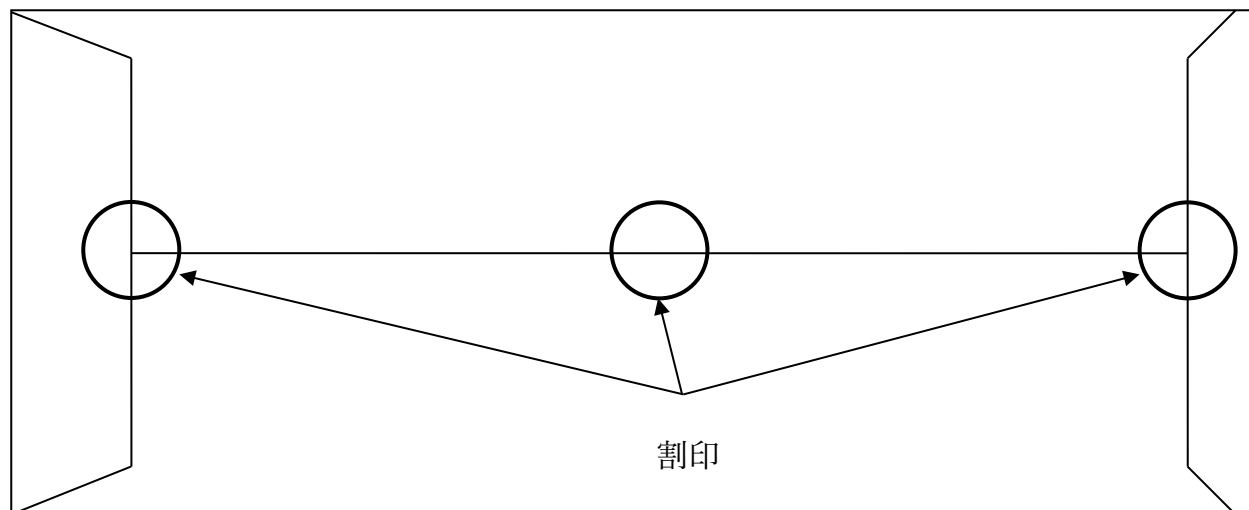
印

入札書封筒の作成例

封筒表面

件名	電子複写機複写サービスの供給業務
入札書在中	
令和 年 月 日	
公立大学法人奈良県立医科大学	理事長 細井 裕司 殿
入札者 ○○市△△町1丁目2番3号	
◎◎◎株式会社	
代表取締役 医大 太郎	

封筒裏面



封緘後、封筒の貼り合せ部分3箇所に代表者印又は受任者使用印で割印してください。

電子複写機複写サービスの供給業務契約書

公立大学法人奈良県立医科大学（以下「甲」という。）と、（以下「乙」という。）とは、電子複写機複写サービスの供給業務について、以下のとおり契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 本契約は、乙が甲に複写サービスを提供するに際し機械の適切な操作方法を指導するとともに、電子複写機が常時正常な状態で稼働し得るように保守を行い、電子複写機に必要な消耗品等（用紙・ステープラー針を除く）を円滑に供給することを目的とする。

（契約期間）

第2条 契約期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（契約保証金）

第3条 公立大学法人奈良県立医科大学契約規程第26条に定めるところによる。

（電子複写機種および設置場所）

第4条 電子複写機種及び電子複写機の設置場所は、後記記載の通りとする。

（複写サービス料金）

第5条 本契約における複写サービス料金は後記記載の通りとする。但し、本契約料金には消費税及び地方消費税を含まない。

（複写サービス料金の請求）

第6条 乙は、毎月末に甲の係官の確認を受けて、設置場所の電子複写機毎に一月分の複写カウントを算出し、当該複写カウントに基づき算出された一月分の複写サービス料金に法令所定の消費税及び地方消費税を加算し、請求書により甲に対し支払いを請求する。

2 乙が請求する消費税及び地方消費税は、本契約に基づき乙が発行する請求書に記載する複写サービス料金その他甲の金銭債務の合計金額に、法令所定の税率を乗じた金額（円未満は切り捨て）とする。

（複写サービス料金の支払い）

第7条 甲は、乙の適法な請求書を受領した日から起算して30日以内において速やかに

これを支払わなければならない。

- 2 甲は自己の責に帰すべき事由により複写サービス料金の支払いを遅延した場合、乙に対し、前項の期間満了の翌日から支払いの日まで政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に定める割合で計算した遅延利息を加算して支払う。

(電子複写機の保守)

第7条 乙は、甲が電子複写機を常時正常な状態で使用できるように、定期的に点検、調整を行わなければならない。

- 2 電子複写機が故障した場合は、甲の請求により乙は概ね2時間以内に修理に着手し、速やかに正常な状態に回復させなければならない。

但し、これに要する費用は次に挙げる場合を除き乙の負担とする。

- (1) 乙又は乙の指定した代理店以外による改造、修理、分解を行った場合。
- (2) 甲の故意又は取扱上の重大な過失による場合。

- 3 前項による作業は、甲の所定の勤務時間内に行う。

(消耗品等の供給)

第8条 乙はコピー品質を良好にするため随時必要な点検を行い、又は甲の通知に基づき乙が必要と認めた場合、乙は当該消耗品を取り替えるものとする。

- 2 乙又は乙の指定する者の巡回、又は甲の申出によって予備手持量の不足を知った場合、乙は消耗品を供給する。

(設置場所の変更)

第9条 甲は、第4条に定める所定の設置場所を変更する場合は、あらかじめ乙に通知し、甲の費用において乙が実施するものとする。

(料金の改定)

第10条 本契約期間中において、法令の制定、公租公課の増減、物価の変動、その他経済事情の変化により複写サービス料金を改訂する必要があるが生じた場合、乙は料金改定の1ヶ月前までに書面に料金の改定を甲に通知し、甲乙協議の上、新料金を決定する。

(個人情報保護)

第11条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱については、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(契約解除)

第12条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、契約を解除することができる。

- (1)乙がその責に帰する事由により契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
 - (2)乙が正当の理由がないのに契約の履行の着手を遅延したとき。
 - (3)乙が契約の履行に関し不正の行為をしたとき。
 - (4)乙が正当の理由がないのに検査、検収、監督等関係職員の職務の執行を妨げたとき。
 - (5)乙が契約事項に違反することにより、その契約の目的を達することができないと認められるとき。
 - (6)役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
 - (7)暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (8)役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
 - (9)役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (10)役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (11)この契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が第6号から第10号のいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (12)この契約に係る下請契約等に当たって、第6号から第10号のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（第11号に該当する場合を除く。）において、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
 - (13)この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。
 - (14)前各号に掲げるもののほか、乙に契約関係を継続し難い重大な事由があると認められるとき。
- 2 甲は、翌年度以降の甲の歳入歳出予算において、乙に支払うべき利用料が減額又は削除されたときは、契約を変更又は解除することができる。
- 3 甲が、前項の規定によりこの契約を変更又は解除したことにより、乙に損害を与えたときは、乙は、当該損害の賠償を請求することができる。

- 4 甲は、第1項から第3項に定める場合のほか、契約の履行が終らない間において特に必要があるときは、契約を解除することができる。
- 5 乙は、甲が契約に定める義務に違反し、そのことにより契約の目的を達することができないと認められるときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(電子複写機及び消耗品の返還)

第13条 第2条、又は第12条によりこの契約が終了した場合、甲は電子複写機及び消耗品をすみやかに乙に返還しなければならない。なお、返還に係る費用は乙が負担するものとする。

(雑則)

第14条 本契約に定めのない事項及び疑義については、甲乙協議し、誠意をもって解決するものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、双方記名押印の上、甲、乙それぞれ1通を保有する。

令和4年 4月 1日

(甲) 奈良県橿原市四条町840番地
公立大学法人奈良県立医科大学
理事長 細井 裕司 印

(乙)

(電子複写機種及び設置場所等)

設置場所	メーカー	機種型式	複写サービス料金 (1カットあたり)
大学本部棟2階総務課内			モノクロ 円
			カラー 円
なかよし保育園内			モノクロ 円
			カラー 円
大学本部棟2階印刷室内			モノクロ 円

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(特定個人情報等の持ち出しの禁止)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た特定個人情報等を事業所内から持ち出してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第6 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督及び教育)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行うとともに、関係法令、内部規程等についての教育を行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第8 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託における条件)

第9 乙は、甲の承諾を得た場合に限り、この契約による事務の全部又は一部を第三者に再委託をすることができる。

(資料等の返還等)

第10 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(特定個人情報等を取り扱う従業者の明確化)

第11 乙は、その従業者に特定個人情報等を取り扱わせるに当たっては、必要最小限の従業者に限るとともに、特定個人情報等を取り扱う従業者及びその取り扱う特定個人情報等の範囲を明確にするものとする。

(取扱状況等についての指示等)

第12 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況及びこの契約の遵守状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は実地の調査をすることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第13 乙は、個人情報の漏えい等その他のこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、必要な調査、再発防止のための措置等について甲の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第14 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。